

選挙事務にかかる旅費支給の見直しについて（案）

1. 内 容

選挙事務において、自家用車等を利用した場合の旅費は、車賃（旅費条例第13条）として支給を行っている。しかし、通勤手当を交通用具で認定を受けている職員は、通勤手当認定区間等と重複する部分（交通用具で認定されている距離分）は旅費の支給対象から除外している。

この取扱いについて選挙事務の特殊性を踏まえ見直しを行い、交通用具で認定されている距離を差し引くことなく旅費の支給を行う。なお、土日・祝日等に期日前投票事務に従事する場合も同様の取扱いとする。

2. 実施日

次回実施の選挙事務より適用

【参考：現行の取り扱い】

①旅費の単価について

移動距離 1 kmにつき 37 円（旅費条例第 13 条の車賃基準額）

②「自家用車等」の範囲について

乗用車、自動二輪車、原動機付自転車

※自転車、電動アシスト付き自転車は選挙事務における旅費支給の対象外

③旅行経路の考え方について

・原則として「自宅」→「投票所」→「開票所」→「自宅」の経路で旅行経路を算出

（前日設営の場合は、「自宅」→「投票所」→「自宅」の経路で旅行経路を算出）

・選挙事務に関係のない途中の経路については、計算に入れない。ただし、投票所に行く途中で、区役所に立ち寄るなど、業務の都合上立ち寄った場所については、旅行経路として計算する。

・他の職員を送迎した場合の送迎の経路分は旅費支給対象とはならない。

・家から最寄り駅まで自家用車等を利用し、その後、公共交通機関を利用した場合は、自家用車等利用部分と公共交通機関利用部分のそれぞれで旅費を算定して支給する。

④旅費が支給されない場合

・徒歩又は自転車（電動アシスト付き自転車含む）による移動の場合

・高速道路又は駐車場等の利用にした場合の有料道路代、駐車場代 等

・他の選挙事務従事者の運転する自家用車等に同乗して移動した場合

・家族等（選挙事務従事者以外）が送迎した場合